

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%
特別交付税＝交付税総額の6%

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

普通交付税の算定方法

普通交付税 は、**基準財政需要額** が **基準財政収入額** を超える団体に対して交付

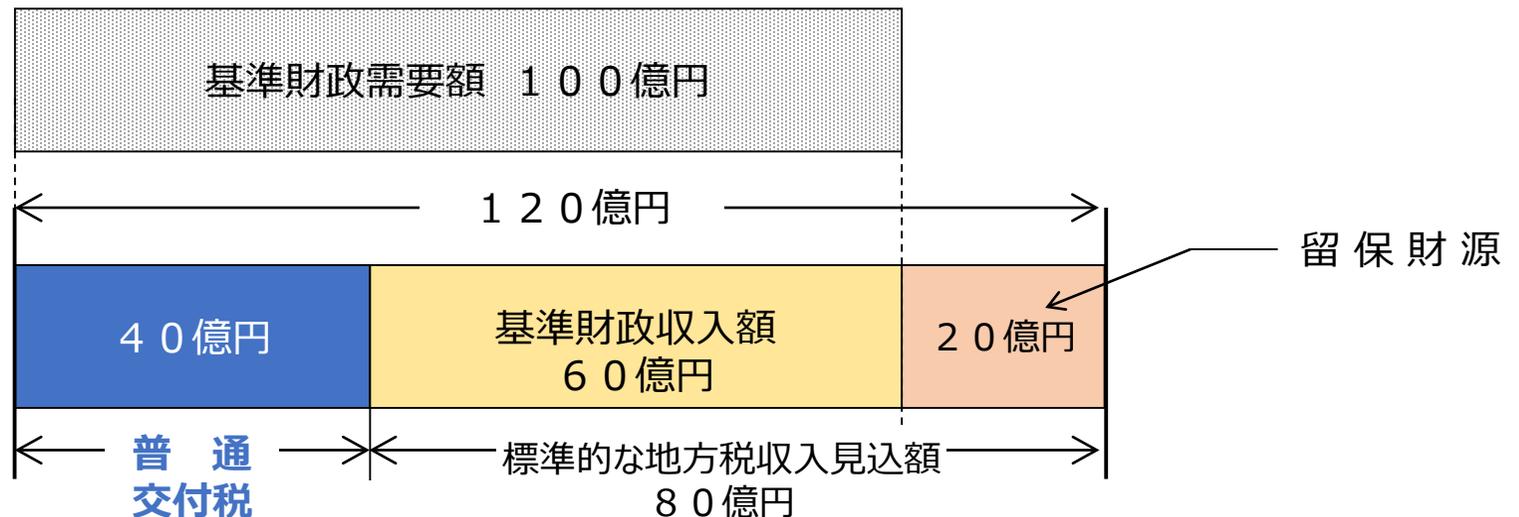
- **基準財政需要額** : 当該団体の標準的な財政需要として、
各行政項目（消防費、警察費など）ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

- **基準財政収入額** : 当該団体の標準的な財政収入として、
各税目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{標準的な地方税収入見込額} \times 75\% \text{（譲与税については100\%）}$$

- **算定例** :



基準財政収入額とは

- 基準財政収入額とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第4号）。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定される。

標準的な地方税収入※

×

原則として75/100

+

地方譲与税等

※ 標準的な徴収率を上回った部分、超過課税、法定外税等は含まれない。

基準財政収入額の対象税目等

【都道府県】

	項目	算定対象
一般財源	普通税	(法定普通税のすべて) 道府県民税(交付金除く) 事業税(交付金除く) 地方消費税(交付金除く) 不動産取得税 たばこ税(交付金含む) ゴルフ場利用税(交付金除く) 軽油引取税(交付金除く) 自動車税(交付金除く) 鉱区税 固定資産税(特例分)
	地方譲与税	特別法人事業譲与税 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税 自動車重量譲与税
	その他	都道府県交付金 地方特例交付金
目的財源	目的税	-
	地方譲与税等	航空機燃料譲与税 森林環境譲与税 交通安全対策特別交付金

【市町村】

	項目	算定対象
一般財源	普通税	(法定普通税のすべて) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税 たばこ税(交付金除く)、鉱産税
	税交付金	分離課税所得割交付金(指定都市のみ) 利子割交付金、配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 法人事業税交付金 地方消費税交付金 ゴルフ場利用税交付金 軽油引取税交付金(指定都市のみ) 環境性能割交付金
	地方譲与税	地方揮発油譲与税、特別とん譲与税 石油ガス譲与税(指定都市のみ) 自動車重量譲与税
目的財源	その他	市町村交付金 地方特例交付金
	目的税	事業所税
	地方譲与税等	航空機燃料譲与税 森林環境譲与税 交通安全対策特別交付金

標準税率と交付税の関係

- 地方交付税は、地方公共団体が標準的な水準の行政を行うために必要な財源を保障する制度であり、標準的な財政需用と標準的な税収に基づき客観的に算定
- 当該団体の税収(基準財政収入額)は標準税率により算定され、減税による交付税の算定への影響はない。

税率 (イメージ)

交付税 (イメージ)

標準税率の場合

標準税率 (住民税)
4%

40
実際の税収

税率 4%

100

標準的な需要

40
標準的な税収

60

交付税額

40
実際の税収

独自に減税を
行っている場合

30
実際の税収

税率 3%

100

標準的な需要

40
標準的な税収

60

交付税額

30
実際の税収

交付税は増額されず

独自に増税を
行っている場合

50
実際の税収

税率 5%

100

標準的な需要

40
標準的な税収

60

交付税額

50
実際の税収

交付税は減額されず

交付団体及び不交付団体数

○ 令和3年度（当初算定）の不交付団体数は、前年度より22団体減少し、54団体。

※ 再算定後の不交付団体数は52団体。（不交付団体から交付団体になった団体は埼玉県和光市、愛知県長久手市。

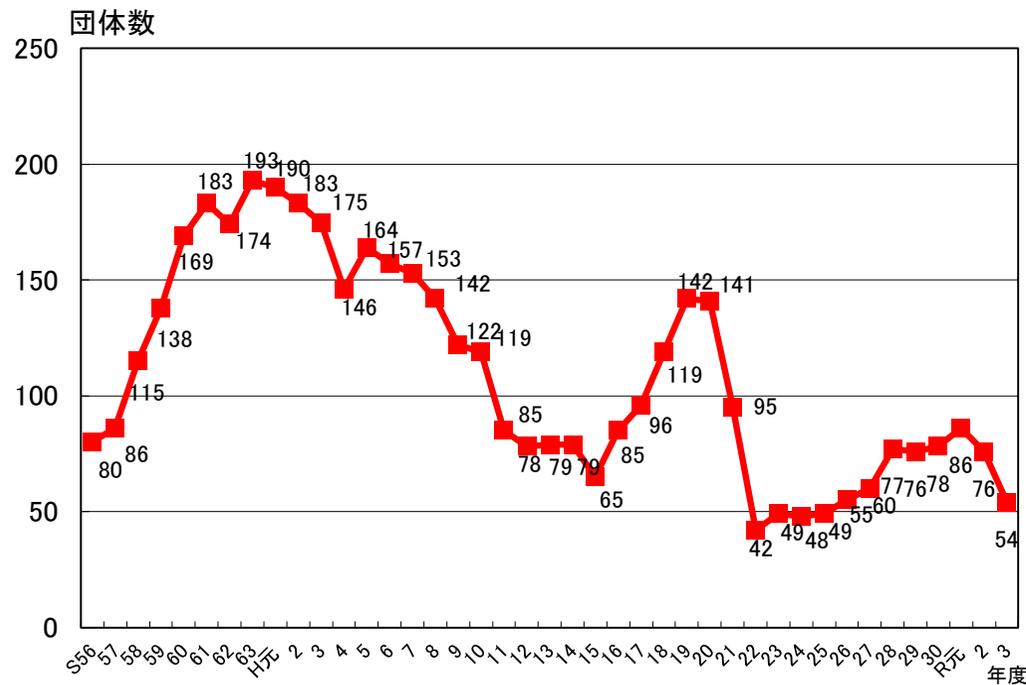
区分	令和3年度			令和2年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,665	53	1,718	1,643	75	1,718
合計	1,711	54	1,765	1,689	76	1,765

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名						R2不交付→R3交付
北海道	泊村						
青森県	六ヶ所村						
宮城県							大和町 女川町
福島県	大熊町	新地町					広野町
茨城県	つくば市	神栖市	東海村				
栃木県							芳賀町
埼玉県	戸田市	和光市					八潮市 三芳町
千葉県	市川市	成田市	市原市	浦安市	袖ヶ浦市		君津市 印西市
東京都	立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	多摩市	小金井市 国分寺市 国立市 瑞穂町
神奈川県	鎌倉市	藤沢市	厚木市	寒川町	箱根町		川崎市 海老名市 愛川町
新潟県	聖籠町	刈羽村					
福井県	高浜町						おおい町
山梨県	昭和町	忍野村					山中湖村
長野県	軽井沢町						
静岡県	長泉町						富士市 御殿場市 湖西市
愛知県	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	小牧市	東海市	豊橋市 岡崎市
	大府市	高浜市	みよし市	長久手市	豊山町	大口町	日進市
	飛島村	幸田町					
三重県	四日市市 川越町						
滋賀県							竜王町
京都府	久御山町						
大阪府	田尻町						
兵庫県	芦屋市						
福岡県	荻田町						
佐賀県	玄海町						

(参考) 不交付団体数の推移



(注) 令和3年度に交付団体から不交付団体になった団体は福島県新地町、福井県高浜町である。